

# 申請の前に必ずご確認ください！

## 補助の要件にあてはまっていますか？

主な要件は、以下のとおりです。すべてに該当しているか事前にご確認ください。

- 市内に本店等※がある施工業者に工事を依頼する予定であり、見積書を取得している  
 (※本店等：法人における本社、又は個人事業主の場合は市内に住所があること。)  
 (※法人の場合は、営業所や支店が市内にあるだけでは対象となりません。)
- 工事の着工前である
- 10万円(税別)以上の工事である
- 八潮市内にある個人住宅で、自らが所有し、居住している
- 1年以上八潮市内に住んでいる
- 市税の滞納はない
- 以前にこの制度による補助を市から受けていない
- 今回の工事で、市が行っている他の補助制度を利用しない

## 対象工事の具体例は次のとおりです。ご確認ください！

工事の具体例	補助	備考
屋根、外壁の補修・塗装工事	対象です	
壁紙、クロス、襖紙、障子紙の張替工事	対象です	
サッシの改修工事	対象です	
床の張替、畳替え、建具の取替え工事	対象です	
増改築工事	対象です	
浴室・キッチン・トイレ等の改修工事	対象です	
外構工事 (門扉、塀、LED外灯等の設置及び改修)	対象です	工事を伴う場合は対象です。 ブロック塀等の撤去のみでは対象となりません。 下記③や④の補助を受ける場合は対象外です。
窓ガラス・カーテン・網戸等の交換	一部の工事は対象です	工事を伴う場合は対象です。ただし、網戸等を一式交換する場合は、建物の増改築、他の内装工事と一体的に行う場合のみ対象です。
手すりの取り付け、段差の解消、滑りづらい床材への変更等	右欄に記載のとおり	下記⑤や⑥の補助を受ける場合は対象外です。
耐震改修工事		下記②の補助を受ける場合は対象外です。
店舗・工場・事務所等のリフォーム	一部の工事は対象です	原則として対象外です。 ただし、 <u>居住用部分と事業用部分(店舗、工場、事務所等)が併用となっている家屋の場合は、事業用部分も居住用部分と同様に対象です。</u>
車庫(カーポートを含む)	対象外です	
給湯器、太陽光発電の設置。水道配管工事、ガス施設敷設(配管を含む)工事。	対象外です	原則として <u>建物本体または建物と一体化した箇所の工事でない</u> と対象となりません。なお、太陽光発電の設置は、一定の要件を満たすと下記①の補助を受けられる場合があります。

【市で行っているその他の補助制度】 市の電話番号 048-996-2111 (代表)

- ① 太陽光発電等に対する補助 ⇒ 環境リサイクル課 (内線338)
- ② 木造住宅耐震改修に対する補助 ⇒ 開発建築課 (内線468)
- ③ 危険ブロック塀等撤去改修補助金 ⇒ 開発建築課 (内線468)
- ④ 生垣設置奨励金 ⇒ 公園みどり課 (内線321)
- ⑤ 重度身体障がい者居宅改善整備費補助 ⇒ 障がい福祉課 (内線428)
- ⑥ 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修) ⇒ 長寿介護課 (内線443)

※制度の詳細については、担当課にお問い合わせ下さい。